

スクラップ評価額の取り扱いについて

本案件には、スクラップ評価額が計上されています。スクラップ評価額については、以下のとおり取り扱っておりますので、ご注意ください。

1、工事価格における取扱い

工事価格の算定においてスクラップ評価額は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の算定における率計算の対象としていません。「スクラップ評価額」は、次のとおり直接工事費に計上しております。

$$\text{工事価格} = \text{「B」} + \text{「C」} + \text{「D」} + \text{「E」}$$

直接工事費①	：「設計内訳書の直接工事費」	・・・・・・・・・・・・・・・・	A
直接工事費②	：「A」＋「スクラップ評価額」	・・・・・・・・・・・・・・・・	B
共通仮設費	：「A」をもとに積算	・・・・・・・・・・・・・・・・	C
現場管理費	：同上	・・・・・・・・・・・・・・・・	D
一般管理費	：同上	・・・・・・・・・・・・・・・・	E

2、低入札調査基準価格等の算定における取扱い

低入札調査基準価格等の算定にあたっての取扱いは、次のとおりになります。

「B」	×	所定の率
「C」	×	所定の率
「D」	×	所定の率
「E」	×	所定の率

※「低入札調査基準等」とは、低入札調査基準価格、失格判断基準、最低制限価格のことを指します。

※「所定の率」については、「入札契約制度等の補足について」をご覧ください。

※「スクラップ評価額」は、買取価格であるため金額はマイナス表示「－〇〇〇円」となります。